

問題

行政手続法に定める「行政指導の中止等の求め」及び「処分等の求め」について、それぞれ説明せよ。

解答のポイント

平成 27 年の基本的問題と異なり、本問は行政手続法の平成 26 年改正をベースにした予想外の出題であり、解答は容易ではなかったと推測される。テキストにもほとんど記載がないテーマである。

本問は、意義、申出対象、申出者、行政機関の義務に分けて、説明できれば十分な合格答案になると思われる。その際、両者の意義を適切に示し、両者の内容、違いを比較しながら説明することがポイントである。比較の視点が示すと高評価につながると思われる。

解答例

1. 意義

行政指導の中止等の求めとは、行政指導の根拠法律の定められた要件に適合しない行政指導の中止等を求める手続をいう（行政指導中止申出制度、行政手続法 36 条の 2）。行政指導中止申出制度は、行政指導が行われた後で利用できる制度であり、事後的救済制度と位置づけられる。

処分等の求めとは、法令違反事実がある場合に、法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める手続をいう（行政処分等申出制度、同条の 3）。

行政処分等申出制度は、法令違反事実を是正するための行政処分等の発動を求める仕組みであり、行政事件訴訟法の非申請型義務付け訴訟（行政事件訴訟法 3 条 6 項 1 号）に相当する。権限ある行政庁または行政機関に対して職権発動の機会を与えるものである。

2. 申出対象

行政指導中止申出制度は申出の対象が法令違反の是正のための行政指導で法令に根拠規定のあるものに限定されている（36 条の 2 第 1 項）。

これに対し、行政処分等申出制度の対象は、法令違反事実を是正のための行政処分（違法建築物に対する除却命令等）と法令違反是正のための行政指導である（同条の 3 第 1 項）。

3. 申出者

行政指導中止制度の申出者は、法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方に限定されている。これに対し、行政処分等申出制度の申出者は、「何人」にも申立適格を認めており、非申請型義務付け訴訟と異なり法律上の利益も要求されていない。

4. 行政機関等の義務

行政指導中止申出制度は、中止等の申出を受けて当該行政機関は、必要な調査をし（調査義務）、要件を満たしていれば、行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない（措置義務、36 条の 2 第 3 項）。

行政処分等申出制度は、行政庁又は行政機関は、必要な調査をし（調査義務）、必要があると認めるときは、必要な処分又は行政指導をしなければならない（処分義務・行政指導義務、同条の 3 第 3 項）。

以上
(793 字)